

第8章 公社存廃の結論(あり方の検討結果)

1 存廃の論議と結論について

(1) 社会的な背景の変化

公社の発足以降、45 年が経過し、徳島県の森林は、豊かな森林資源が育成されているところであり、人工林率は全国有数の 63%に達し、概ね 5 年後には、スギ人工林の過半数が 50 年生を超える本格的な木材の生産時期に入る。



しかしながら、スギ丸太価格がピーク時の 1/3 にまで下落し、森林の経済価値は大きく低下したことから、森林に無関心の所有者やきちんと相続されない所有者が増加しており、こうした所有者の森林は、間伐などの森林整備や境界管理が不十分となって、次第に健全性が損なわれると懸念される状況となっている。

一方、近年では、外国資本による森林の買収が見受けられるようになり、水や空気など、生活に欠かせない環境を保全する森林をしっかりと守るセーフティネットが必要とされることから、公的森林の重要性が高まっている。

このような森林や社会状況の変化から、公社はこれまでの「拡大造林」のための分収造林を推進する役目は終了したことが明白である。

しかしながら、私有林が8割以上を占める徳島県では、今後も、豊かとなった森林を未来に引き継いでゆくためには、長期に安定した所有形態である公有林をはじめとした公的森林の拡大が求められている。

このため、全国でも例がない公社有林（絆の森）を経営し、県外企業が所有する森林の管理や施業を受託する公社は、その技術やノウハウを有することから、公社営林を適正に管理することはもちろん、県民の森林への期待に応えるよう、公社の新たな役割として、公有林の管理実務を担い、豊かで多様な森林づくりを推進することや、適正に森林を更新する循環サイクルを確立することなど、県の政策を実行していく「あり方」が求められる。



(2) 抜本的な見直しの方向と公社の存廃

あり方検討委員会の議論は、最初から「公社ありき」ではなく、本来の目的達成に適するしくみを検討する方向を持ち、公社を廃止した後は、どうするのか、存続したら、どうなるのかを十分に見据えた、抜本的な見直しを方向付け、単なる存廃の二者択一にならないようにした。

まず、存廃後の森林がどのようなになるのかを考慮する。

公社を廃止した場合は、現在の分収林7千haと絆の森など、約9千haの森林については、債権者である県が引き継ぐため、原則として県に管理が移ることとなる。

一部に分収林契約の解約など、土地所有者個人の管理となる選択肢も考えられるが、現実には、森林は、県の債権の代物弁済であり、公正に公社の財産を引き継ぐ義務があることから、基本的に解約による放棄は選択できないと思われる。

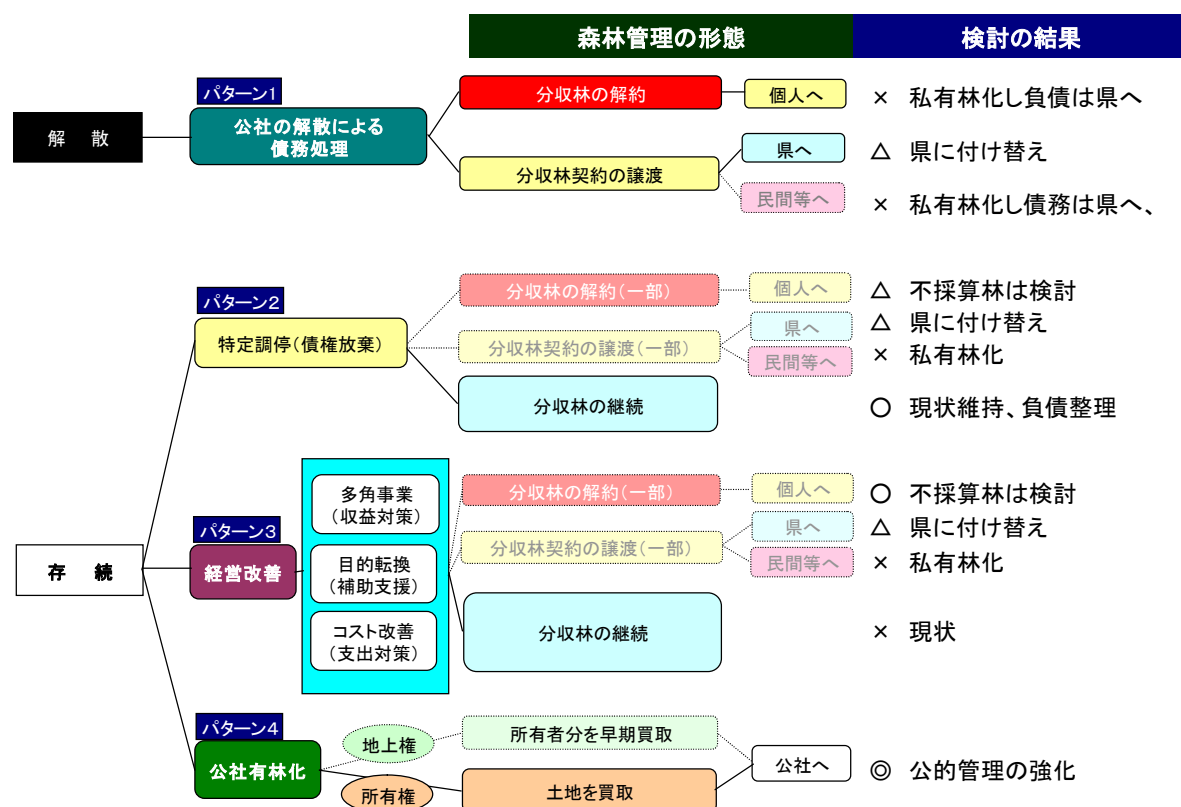
したがって、公社を解散、廃止した場合は、分収林の地上権が県に移り、分収林制度のまま、県が管理することとなる。

次に、公社を存続した場合は、森林はそのまま公社の管理であり、経営改善を行う場合も、特定調停によって債権放棄を行っても、森林は分収林のままで、管理は公社となる。

しかしながら、他県にも事例はないが、財産処分、つまり、分収林の公社持ち分を民間企業等に売却する手法では、森林は売却先に委ねられ、公的森林ではなくなることとなる。

一方、「公社有林化」は前回の委員会でも検討されたもので、他県に例はないが、分収林の土地と土地所有者持ち分を買取る手法であり、分収林契約から所有林となり権利が強まる。

この場合は、分収林制度から脱却することで、「絆の森」と同様に、伐採期間や方法の自由度の高いものとなり、多様な森づくりが可能となる利点がある。



次に、分収林の経済性の見通しによって、経済面から存廃を考える。

平成 97 年までの長期収支シミュレーションでは、

- ・ 収支合計は平成 22 年度の平均木材価格で△82 億円
- ・ 木材価格の 1 千円/m³ が、長期収支合計 17 億円の変化になる

となった。

しかしながら、委員会の意見として、シミュレーションは木材価格の変動で極めて大きく変化するものであり、現時点で超長期の試算は必ずしも正確な将来価値を表すものではないことから、この結果を根拠とした経営の可否を判断することは困難であるとした。

このように、「森林の将来価値」を根拠に、公社存廃を判断することは困難であるが、公社は、前回検討の経営改善に取り組み、現在、その効果が発現し始めており、今後の改善に向けて取り組んでいる最中であるため、当面は改善を継続することとした。

最後に、公社の果たしてきた役割を考え、今後の森林整備に求められる役割を考える。

現在、徳島県では、平成 18 年度から公社が新たな分収林契約は中止しており、自ら整備できない山林は、独立行政法人 森林総合研究所 森林農地整備センター の水源林造成事業で整備することしかできず、事業規模が著しく縮小し、地域の期待には応えられない状況である。

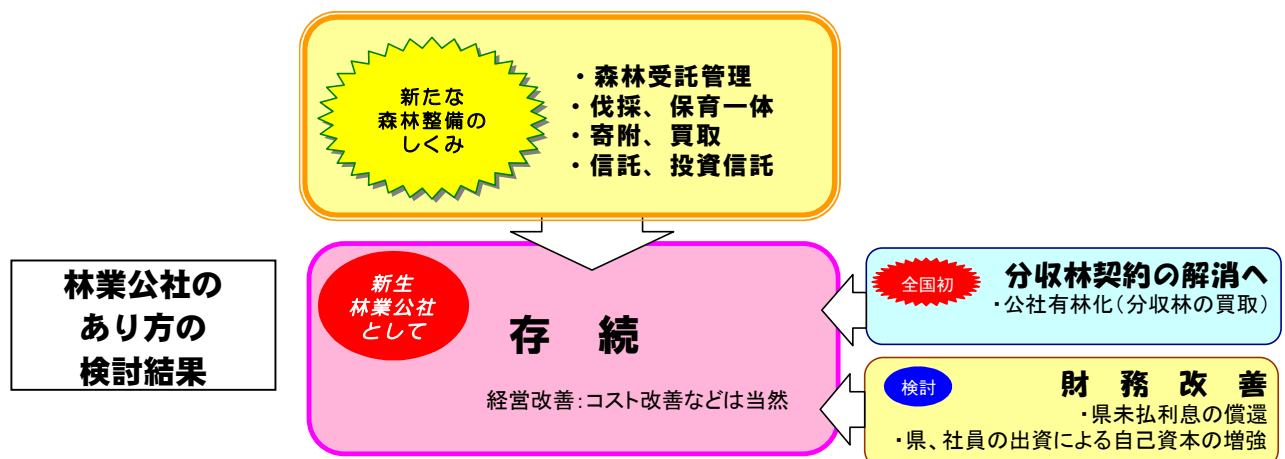
今後とも、自ら整備できない森林を何らかの方法で適正に更新、管理していく役割が強く求められているところである。その手法としては、分収林制度には後で述べる様々な問題点があることから、公的な新たな森林整備のしくみが求められている。

このような検討を総合的に判断すると、公社を廃止せず存続するものとした。

経営は引き続き改善に取り組み、従来の分収林制度でなく、森林保全が可能な”新たなしくみ”を備えた森林整備の中心として、「新生・林業公社」に再生することが最良策であると結論づける。

なお、健全経営には、債務問題を処理し、身軽にすることが望ましいが、現段階においては、すぐに債権放棄の必要はなく、時期尚早と判断するとともに、今後は、県債務の未払利息の取扱いや県、社員からの拠出金など、財務改善を引き続き検討されたい。

また、現有の分収林は、契約変更に加え、全国でも例のない「公社有林化」による分収林契約の解消に取り組み、問題解決と収益改善を期待する、徳島県オリジナルの複合的な経営改善対策であり、早期に軌道に乗せることを望むものである。



2 経営規模の拡大による経営改善

経営改善に当たっては、前回の検討においても検討されたように、まずは“経費の縮減”による改善策である。この点については、前回同様に適正に取り組んでいくものとする。

今回の検討では、経費の縮減だけでは解決しない経営改善に取り組むことし、全国初の取り組みとして、規模拡大による積極的な経営改善を目指すこととした。

(1) 目標とする経営規模

規模拡大に当たっては、これまでの分収林でなく、新たな方式による森林経営面積を拡大することによって、経営面積約7千haを拡大し、管理部門の人件費など固定費について、単位当たりの経費を圧縮する手法により、経営の適正化を図る。

現在の管理部門は常勤役員1名、職員4名と組織維持には最低限の人員となっていることから、基本的な管理部門は増大させない（事業規模拡大による事業部門の人員を除く）として実施した長期収支予測結果（平成97年度（2085年）まで）を基に、「変動損益計算」の手法を取り入れ、損益分岐点となる生産面積約17,000haの経営規模を当面の目標として設定した。

なお、損益分岐点の17,000haは、分収林とは利益構造が異なる「新たな手法」により増加させることとしているため、厳密にいうと損益分岐点はその手法によって異なってくるが、新たな手法は、総じて分収林より公社の収益が高いこと（利益が見込まれていること）から、厳密に差を考慮しても現実味がないため、そのまま設定としたことを申し添える。

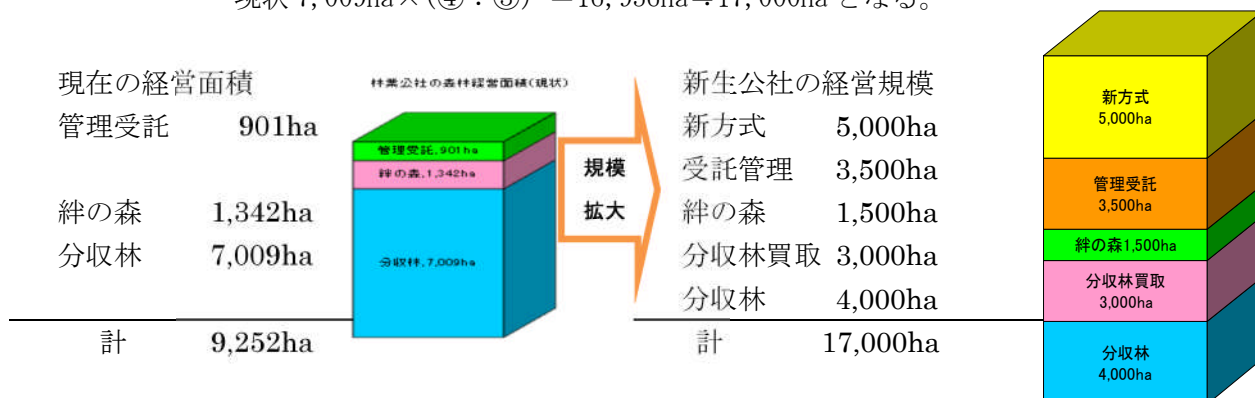
また、試算の総額の数値については、改善後の事業計画規模を試算するものであることから、別途実施する分収林の改善対策を反映させるため、現状の試算値（△82億円）ではなく、分収林を長伐期に変更した後の数値（△67億円）とした。

■ 変動損益計算による分析

区分		総額	1haあたり
収入	《収入》	261.6億円	4,370千円 ①
支出	《変動費》	214.6億円	3,585千円 ②
	整備費	134.3億円（借入元金128億円を含む）	
	分収交付金	80.3億円	
	限界利益	47.0億円	785千円 ③=①-②
	《固定費》	113.7億円	1,899千円 ④
	管理費	47.6億円	
	既往利息	66.1億円（今後は原則無利子のため）	
	《収支合計》	△66.7億円	△1,114千円

○損益分岐点生産量（面積）

“1haあたりの限界利益”③と、“1haあたりの《固定費》”④が同じになる生産量
 現状7,009ha×(④÷③) = 16,956ha≒17,000haとなる。



（２）規模拡大に要する資金の調達

規模拡大は、分収林方式以外での展開を前提としており、これまで公社の行ってきた資金調達方法では、資金を確保できない可能性が高い。

このため、経営面積の拡大を図る、新たな方式の展開に必要な資金の調達は、これまでの分収造林事業のスキームにとらわれない資金調達が必要である。

一方、これまで公庫や県からの借入金で事業を行ってきた公社の財務基盤は脆弱であり、自己資本の小さい公社は、分収林制度によらない借入金は、制度化されていないことから、その資金調達能力も小さいことが予想される。

このため、新規事業に必要な資金については、これまでのように県が貸し付けることも考えられるが、経営改善の一環として、県や市町村など社員からの追加の拠出金をもって、新規事業を展開できれば、資本の増強策にもつながり、最も有効な手法になると考えられる。

さらに、県をはじめとした社員へ追加の拠出を求めることは、森林保全への理解を得て、幅広く新たな森林づくりへの協力を求めることとなり、県民総ぐるみで徳島の豊かな森林を支え、後世に森林を引き継いでいくことに資することとなる。